

「感染警戒期」
～ 特別警戒期間 ～
3月25日(木) ～ 当面の間

強い警戒を！

- ✓ 松山市内の繁華街で発生した過去最大の変異株クラスターにより、陽性確認者が急増
- ✓ 繁華街の従業員・利用者の家族や友人などへ広がりを確認。家庭を通じた地域への広がりを危惧
- ✓ 医療機関への負荷が急激に増大
- ✓ これ以上の感染拡大を食い止めるため、徹底した対策が急務

感染拡大を防ぐための協力依頼内容

○松山市繁華街クラスター発生により、松山市内の感染リスクが急激に増大し、医療提供体制にも大きな影響を及ぼす事態に直面

項目	3月24日以前	3月25日以降
対策期間	3/2(火)～	3/25(木)～当面の間
期間名称	「感染警戒期」	「特別警戒期間」へ切り替え
要請・協力依頼内容		<u>飲食店利用や会食の注意</u> <u>「花見」は着座しての飲食禁止【松山市限定】</u>
	首都圏（1都3県）への往来や出張は慎重に判断（協力依頼）	継続
	「年度替わり」の注意	継続
	「5つの場面」の注意	継続
	事業者によるテレワークや時差出勤等の一層促進	継続
		<u>酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請（協力金を含む）【法要請】</u>
	業種別ガイドラインの実践	継続
	医療・高齢施設の面会制限（施設長等の判断のもとで実施）	継続
	県立学校における身体接触を伴う活動等（学校長の許可のもとで実施）	・身体接触を伴う活動等は極力控える【全県】 ・松山市内及びその近郊の学校は練習試合禁止 ・松山市内を中心に、教員による見守り活動強化
	イベント等感染対策の徹底	継続

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

○ 局所で発生している感染を封じ込めるための対処

【県民・事業者】

飲食店利用や会食の注意

【協力依頼】（3月25日～）

- 松山市内の接待を伴う飲食店や深夜営業を行う飲食店の利用は控える

※接待を伴う飲食店：キャバクラ、ホストクラブ、ガールズバーなど
深夜営業（午前零時以降）を行う飲食店：バー、居酒屋など

- これらの飲食店を利用した方で、体調に異変を感じた場合は、外出を避け、医療機関を受診
- 会食の注意事項を厳守

■ 会食に関する注意事項 ■

【必ず守るべき3つの条件】

①店側の感染対策ができていることを確認

《飲食店を選ぶ際のポイント》

座席の間隔の確保、従業員のマスク着用、
消毒液の設置、換気の徹底



②参加者の2週間以内の行動歴を確認

「深夜に及ぶ繁華街での飲食をはじめ5つの場面に該当する感染リスクの高い行動」がないこと

③当日の体調不良者がいないことを確認

日常の会食は、基本的に4人以下
歓迎会や送別会等の恒例行事は、

- 毎日顔を合わせている人と
- 席の間隔を十分空けて
- 大声を出さない。羽目を外さない
- 長時間の飲食は避ける（2時間以内）

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

○ 局所で発生している感染を封じ込めるための対処 (法に基づく要請)

【事業者】

○ 酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請

[対象] 松山市繁華街（一番町～三番町、花園町等）で、食品衛生法の飲食店営業許可を受け、酒類を提供し、屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗

[内容] 営業5～21時まで、酒類提供20時30分まで

[期間] 令和3年4月1日(木)午前0時～4月21日(水)24時まで

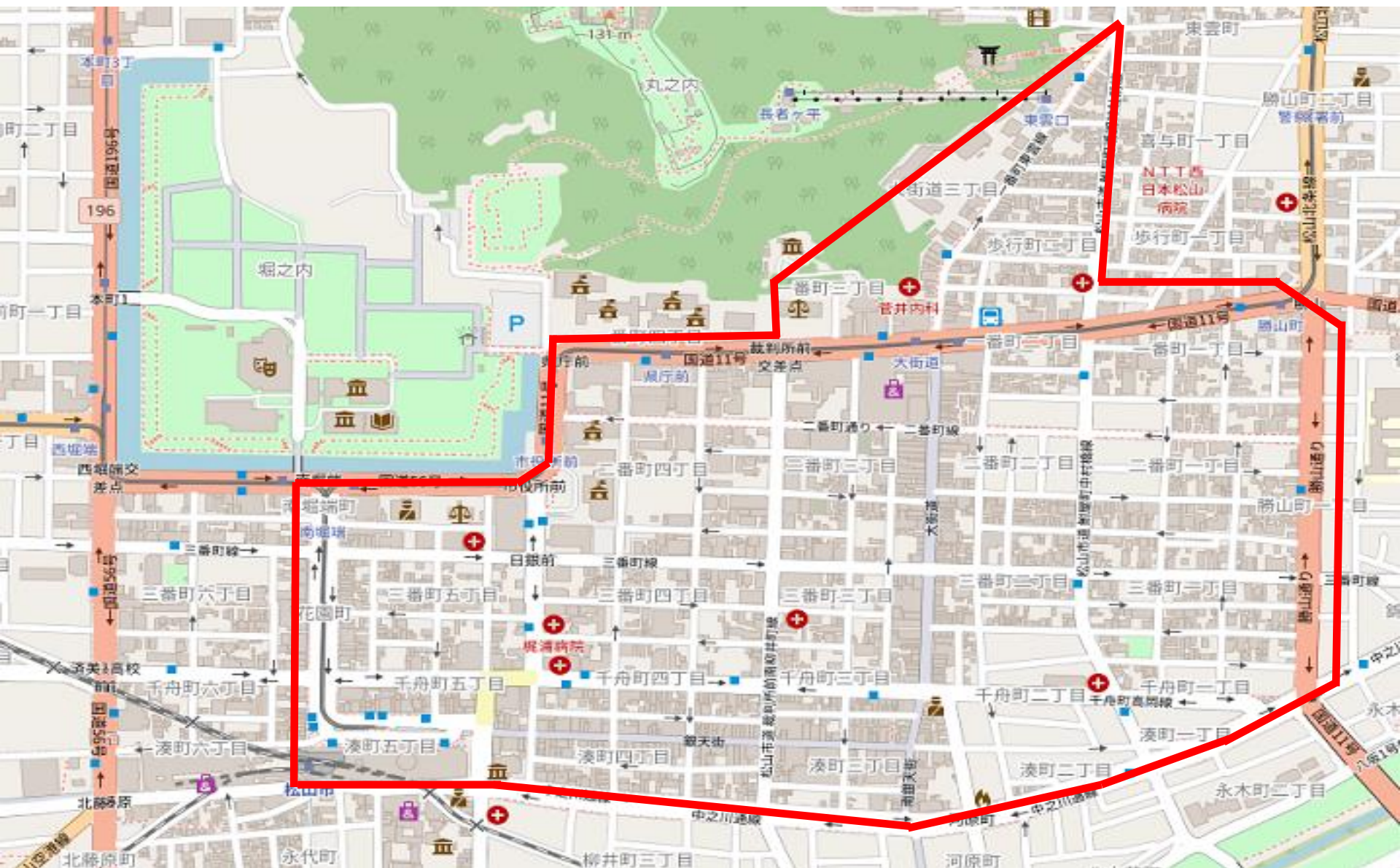
[根拠] 営業時間短縮の協力要請【特措法24条9項】

○ 営業時間短縮に協力した飲食店に対する協力金の支給

営業時間短縮に協力した飲食店に対し、4万円/日（21日間で1店舗あたり84万円）の協力金を支給。

※県と松山市が共同で実施。
併せて、松山市繁華街への見回りも行う。

時短要請の対象区域(詳細)



感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

○ 局所で発生している感染を封じ込めるための対処

【県民・事業者】

○「花見」は着座しての飲食禁止【松山市限定】

＜松山市以外の地域における花見の注意事項＞

- 家族・友人・職場の同僚など、日頃会っている身近な範囲で、大人数、長時間を避けて
- 「宴会」「カラオケ」は避けて（大声になるなど感染リスクの高い行動は控える）
- 体調不良の方は参加を控えて
- 会話時はマスク、グループ間は適度な距離を
- 大皿は避け、食器は個別、使い回ししない
- 感染防止対策（手洗い、手指消毒等）の徹底を

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

○ 局所で発生している感染を封じ込めるための対処

【学校関係】

- 身体接触を伴う活動等は極力控える【全県】
- 松山市内及びその近郊の学校は、練習試合禁止
- 松山市内を中心に、教員による見守り活動を強化
[期間] 特別警戒期間中

【社会経済活動】

- 県内宿泊旅行代金割引の新規発行中止【全県】
[期間] 特別警戒期間中
※既に予約済みの分は中止の対象外

感染拡大を防ぐための集中的な検査の実施

○松山市中心部への臨時PCR検査センターの設置

- ・設置場所：松山市 市営二番町駐車場跡地（テントを設置）
（松山市役所別館北側）
- ・対象者：松山市繁華街（一番町～三番町、花園町等）の
【第一弾】「接待を伴う飲食店(※1)」、「深夜営業（午前零時以降）
を行う飲食店(※2）」の従業員のうち無症状の方

※1 接待を伴う飲食店：キャバクラ、ナイトクラブ、スナック、ガールズバー、ホストクラブなど

※2 深夜営業を行う飲食店：バー、居酒屋など

【第二弾】「第一弾の対象者を含む、営業時間短縮を要請する
飲食店」の従業員のうち無症状の方

- ・開設期間：**【第一弾】3/30（火）～4/5（月） 18：00～20：00**
【第二弾】4/6（火）～4/9（金） 16：00～20：00
※平日（月～金）に開設

- ・検体採取の方式：自己採取方式によるPCR検査
- ・来場方法：ウォークイン（検査結果は後日連絡）
- ・検査費用：行政検査として実施（自己負担なし）
- ・問い合わせ先：コールセンター（一般相談窓口）089-909-3468

臨時PCR検査センターの対象区域(詳細)

【対象区域】

時短要請と同じエリア

【対象者】

＜第一弾＞

- 接待を伴う飲食店
- 深夜営業を行う飲食店の従業員

＜第二弾＞

上記を含む時短要請を行う飲食店

